

資料2 公害規制法の規制対象施設と法の関係

1 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表 1		総排出ガス量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	4 万 m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万 m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	法 適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬用溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精製又は鑄造用溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用加熱炉			
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉	大気 1 種	大気 1, 2 種 施行令 2 条 2 項 1 号	
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、螢石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
10	無機化学工業品又は食料品の製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	法 適用外
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉			
13	廃棄物焼却炉	法は適用外		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気 1 種	大気 1, 2 種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造用溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）用反応炉			
19	化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）			
20	アルミニウムの製錬用電解炉			
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			

22	弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)			
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉			
25	鉛蓄電池の製造用溶解炉			
26	鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			
27	硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	法 適用外
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			

※いずれの施設も大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件を満たすものとして

2 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（1）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
1	鉱業又は水洗炭業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 選鉱施設、 <u>ロ</u> 選炭施設、 <u>ハ</u> 坑水中和沈でん施設、 <u>ニ</u> 掘さく用の泥水分離施設	法適用外		
1 の 2	畜産農業又はサービス業用施設で、次に掲げるもの (47. 10. 1 施行) <u>イ</u> 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） <u>ロ</u> 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） <u>ハ</u> 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。）			
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（洗びん施設を含 む。）、 <u>ハ</u> 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 水産動物原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 脱水施 設、 <u>ニ</u> ろ過施設、 <u>ホ</u> 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設 で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 圧搾施設、 <u>ニ</u> 湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、 ソース又は食酢の製造業用施設であって、次に掲げる もの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 湯煮施設、 <u>ニ</u> 濃縮施設、 <u>ホ</u> 精製施設、 <u>ヘ</u> ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（流送施設を含む。）、 <u>ハ</u> ろ過施設、 <u>ニ</u> 分離施設、 <u>ホ</u> 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの 沈でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機			
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（洗びん施設を含 む。）、 <u>ハ</u> 搾汁施設、 <u>ニ</u> ろ過施設、 <u>ホ</u> 湯煮施設、 <u>ヘ</u> 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲 げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 圧搾施設、 <u>ニ</u> 真空濃縮施設、 <u>ホ</u> 水洗式脱臭施設			

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（２）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
12	動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 圧搾施設、 <u>ニ</u> 分離施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 分離施設			
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料浸せき施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（流送施設を含む。）、 <u>ハ</u> 分離施設、 <u>ニ</u> 洗だめ及びこれに類する施設			
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> 精製施設			
16	めん類製造業用湯煮施設			
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設			
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設			
18 の 2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの （57. 1. 1 施行） <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 湯煮施設、 <u>ハ</u> 洗浄施設			
18 の 3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） <u>イ</u> 水洗式脱臭施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設			
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> まゆ湯煮施設、 <u>ロ</u> 副蚕処理施設、 <u>ハ</u> 原料浸せき施設、 <u>ニ</u> 精練機及び精練そう、 <u>ホ</u> シルケット機、 <u>ヘ</u> 漂白機及び漂白そう、 <u>ト</u> 染色施設、 <u>チ</u> 薬液浸透施設、 <u>リ</u> のり抜き施設（49. 12. 1 施行）			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
20	洗毛業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗毛施設、 <u>ロ</u> 洗化炭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
21	化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの <u>イ</u> 湿式紡糸施設、 <u>ロ</u> リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、 <u>ハ</u> 原料回収施設			
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー （57. 1. 1 施行）			
21 の 3	合板製造業用接着機洗浄施設（57. 1. 1 施行）			
21 の 4	パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの （57. 1. 1 施行） <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 接着機洗浄施設			
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 薬液浸透施設 （次ページへつづく）			

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（3）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
22	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 碎木機、ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、ト 漂白施設、チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、リ セロハン製膜施設、ヌ 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設、ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
24	化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破碎施設、ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
25	削除（水銀に関する水俣条約発効のため H29. 8. 16）			
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設、ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設 （次ページへつづく）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（４）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
27	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 湿式アセチレンガス発生施設、 <u>ロ</u> さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、 <u>ハ</u> ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、 <u>ニ</u> アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、 <u>ホ</u> 塩化ビニルモノマー洗浄施設、 <u>ヘ</u> クロロブレンモノマー洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。			
29	コールタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ベンゼン類硫酸洗浄施設、 <u>ロ</u> 静置分離器、 <u>ハ</u> タール酸ソーダ硫酸分離施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 蒸留施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> ろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
31	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、 <u>ロ</u> ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、 <u>ハ</u> フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（５）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
33	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 縮合反応施設、 <u>ロ</u> 水洗施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> 静置分離機、 <u>ホ</u> 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、 <u>ヘ</u> ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、 <u>ト</u> 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、 <u>チ</u> ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、 <u>リ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ヌ</u> 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマー(※)を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。※特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定。(25. 3. 7 技術的助言 環水大総発第 1302203 号)	水質 1 種	水質 1, 2 種	
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 脱水施設、 <u>ハ</u> 水洗施設、 <u>ニ</u> ラテックス濃縮施設、 <u>ホ</u> スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る	水質 1 種	水質 1, 2 種	
35	有機ゴム薬品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 蒸留施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃酸分離施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設			
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> ろ過施設、 <u>ニ</u> アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、 <u>ホ</u> アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、（次ページへつづく）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（6）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
37	<u>ヘ</u> アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、 <u>ト</u> イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、 <u>チ</u> エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、 <u>リ</u> 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、 <u>ヌ</u> シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、 <u>ル</u> トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、 <u>ロ</u> ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、 <u>ウ</u> プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、 <u>エ</u> メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、 <u>セ</u> メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、 <u>タ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
38	石けん製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料精製施設、 <u>ロ</u> 塩析施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
39	硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 脱酸施設、 <u>ロ</u> 脱臭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
40	脂肪酸製造業用蒸留施設			
41	香料製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 抽出施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（7）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
42	ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 石灰づけ施設、 <u>ハ</u> 洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
43	写真感光材料製造業用の感光剤洗浄施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 脱水施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
45	木材化学工業用のフルフラール蒸留施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業 製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 水洗施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> ヒドラジン製造施設 のうち、濃縮施設、 <u>ニ</u> 廃ガス洗浄施設			
	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 動物原料処理施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> 分離施設、 <u>ニ</u> 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含む物質を混合するものに限る。以下同じ。）、 <u>ホ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
48	火薬製造業用の洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
49	農薬製造業用の混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
50	第 2 条各号に掲げる物質（※）を含む試薬の製造業用の試薬製造施設 （※1: 水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質 <u>1</u> カドミウム及びその化合物、 <u>2</u> シアン化合物、 <u>3</u> 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）、 <u>4</u> 鉛及びその化合物、 <u>5</u> 六価クロム化合物、 <u>6</u> 砒素及びその化合物、 <u>7</u> 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、 <u>8</u> ポリ塩化ビフェニル、 <u>9</u> トリクロロエチレン、 <u>10</u> テトラクロロエチレン、 <u>11</u> ジクロロメタン、 <u>12</u> 四塩化炭素、 <u>13</u> 1, 2-ジクロロエタン、 <u>14</u> 1, 1-ジクロロエチレン、 <u>15</u> シス-1, 2-ジクロロエチレン、 <u>16</u> 1, 1, 1-トリクロロエタン、（次ページへつづく）			

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（８）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者			
番号	施 設 名 称	1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満	
50	17 1,1,2-トリクロロエタン、18 1,3-ジクロロプロペン、19 チウラム、20 シマジン、21 チオベンカルブ、22 ベンゼン、23 セレン及びその化合物、24 ほう素及びその化合物、25 ふっ素及びその化合物、26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン)	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外	
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種		
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、ホ 潤滑油洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外	
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種		
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用の直接加硫施設（57. 1. 1 施行）	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用のラテックス成型型洗浄施設（57. 1. 1 施行）				
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設				
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設	水質 1 種	水質 1,2 種		
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。				
54	セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外	
55	生コンクリート製造業用のパッチャープラント				
56	有機質砂かべ材製造業用の混合施設				
57	人造黒鉛電極製造業用の成型施設				
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設				

	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ 薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種
--	---	--------	-----------

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（９）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
59	砕石業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
60	砂利採取業用の水洗式分別施設	法は適用外		
61	鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、 ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄 の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、 ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第 1 次製錬若しくは 鉛若しくは亜鉛の第 2 次製錬、水銀の精製又はふっ素 化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の 用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含 む。）用施設で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若 しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミ ウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に 供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63 の 2	空きびん卸売業用の自動式洗びん施設（57. 1. 1 施行）	法適用外		
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 （H13. 7. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用 に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

64 の 2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (51. 6. 1 施行) <u>イ</u> 沈でん施設、 <u>ロ</u> ろ過施設	法適用外
-----------	---	------

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）(10)

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、 ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウ ム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面 処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66	電気めっき施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価 クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ レン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化 合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気 めっきの用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く)	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66 の 3	旅館業(旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営 業を除く。)をいう。)用施設で、次に掲げるもの(49. 12. 1 施行) <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗たく施設、 <u>ハ</u> 入浴施設	法適用外		
66 の 4	共同調理場(学校給食法第 6 条に規定する施設をいう。 以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務用部分の 総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 平方 メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業用のちゅう房施設(総床面積 が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			
66 の 6	飲食店(次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420 平方メー トル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施 行)			
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常 主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げ るものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積 が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			

66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63. 10. 1 施行)	
67	洗たく業用の洗浄施設	
68	写真現像業用の自動式フィルム現像洗浄施設	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）(11)

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
68 の 2	病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設で、次に掲げるもの（54. 5. 10 施行） <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 入浴施設	法適用外		
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用の解体施設			
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。)(51. 6. 1 施行) <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(57. 7. 1 施行) <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)			
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）用の洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(57. 1. 1 施行)			
71	自動式車両洗浄施設			
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの（49. 12. 1 施行） <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする（施行規則第 1 条の 2）。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。)(次ページへつづく)			

	4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10 施行） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上）のごみ処理施設とする（施行令第 5 条）。	
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※ 1）で、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1 施行） ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る（環水規 18 号）。） 1 号 汚泥の脱水施設で、1 日当たりの処理能力 10m³ を超えるもの。 3 号 汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 5m³ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの 4 号 廃油の油水分離施設で、1 日当たりの処理能力が 10m³ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） 5 号 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） イ 1 日当たりの処理能力が 1m³ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの（次ページへつづく）	法適用外

	ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1 日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの	
--	--	--

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（12）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施 設 名 称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
71 の 4	8 号 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ロ 火格子面積が 2m ² 以上のもの 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 <u>ロ</u> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（※ 2）（10. 6. 17 施行） ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第 12 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 12 の 2 号 廃 PCB 等（PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む）又は PCB 処理物の分解施設 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	法適用外		
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）			
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）	法適用外		
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）			
指 定 地 域 特 定 施 設 （施行令 第 3 条 の 2）	政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。 ※ 建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（3. 4. 1 施行）			

3 騒音規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

騒音規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者
番号	施設名称		規 模 要 件	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ セン断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		
		リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。）		
		ヌ タンブラー		
		ル 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	法適用外
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ホ 丸のこ盤		
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

4 大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)

大気汚染防止法 施行令別表 2-2			選任できる 有資格者
番号	施 設 名 称	規 模 要 件	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は、 大気1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。			

5 大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)

大気汚染防止法 施行令別表 2			選任できる 有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。	一般粉じん 又は、 特定粉じん 又は、 大気 1～4 種
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。	
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。	

6 振動規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

振動規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者	
番号	施設名称		規 模 要 件		
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン 以上	
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン 以上	
		ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット 以上のものに限る。	法適用外	
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハン マー	
		ホ ワイヤフォー ミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 キロワ ット以上のものに限る。	法適用外	
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワッ ト以上のものに限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワッ ト以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）				
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械（原 動機の定格出力の合計が 10 キロ ワット以上のものに限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー			
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワッ ト以上のものに限る。		
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2 キロワッ ト以上のものに限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール 機		カレンダーロール機以外のもの で原動機の定格出力が 30 キロワ ット以上のものに限る。		
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）				

7 ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)(1)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 1			選任できる 有資格者
番号	施 設 名 称	規 模 要 件	
1	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの	法適用外

ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)(2)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 2			選任できる 有資格者
番号	施 設 名 称		
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設		

ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)(3)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 2		選任できる 有資格者
番号	施 設 名 称	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 乾燥施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	ダイオキシン類
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b : 3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <u>ロ</u> ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <u>ハ</u> ジオキサジンバイオレット洗浄施設 <u>ニ</u> 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 精製施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 精製施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設	法 適用外
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> プラズマ反応施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

(注)※網掛部(青・黄色)の施設は、法において規制対象施設となる施設

黄色の網掛部は、有害物質の排出がある施設で大気(水質)関係第1種または第2種の選任が必要

※公害防止管理者は各施設に対し選任するものではないが、早見表としての便宜上表記として